

青森県報

第九百八十六号

令和七年
十月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

○青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程………(保健衛生課) ……一
○土地収用法による事業の認定………(監理課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出………(地域企業支援課) ……三
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………(会計管理課) ……四

出先機関

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………(西北県土整備事務所) ……四

教育委員会

○県文化財の指定の解除………(文化課) ……五

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………(病院課) ……五

告 示

青森県告示第五百四十九号

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第五百五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 起業者の名称

八戸市

二 事業の種類

八戸市南郷体育館敷地保全事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県八戸市南郷大字市野沢字中市野沢地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、起業者が、八戸市南郷大字市野沢字中市野沢地内に整備された八戸市南郷体育館（以下「本件施設」という。）の敷地のうち、借地となっている一部の敷地を買収し、本件施設の敷地を保全しようとする事業であり、法第三条第三十二号に該当する事業である。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業に必要な予算が、八戸市議会において議決されており、本件事業を遂行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

本件施設は、旧南郷村が昭和五十五年八月に「村民総合体育館」として、村民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域住民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与することを目的に公共の社会体育施設として建設された施設であり、その後は南郷スポーツ施設「カッコーの森エコーランド」の屋内スポーツ施設として位置付けられ、現在では、八戸市中心部の小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関、福祉施設及び各種任意団体等の多くの八戸市民をはじめ、三戸町、五戸町、南部町及び岩手県九戸郡軽米町等の近隣地域住民（以下「八戸市民等」という。）並びに青森県外の教育機関等にも広く利用されている施設である。

令和七年四月時点で、八戸市の人口は、令和二年と比べて約六パーセント減少し、同市南郷地域（以下「本地域」という。）の人口も約十五パーセント減少している中で、令和六年度の本件施設の利用者数は新型コロナウイルス感染症流行期以前の利用者数まで回復する傾向で推移しているなど、八戸市民等の健康増進及び各種コミュニティ活動に関するニーズは高い状況である。

本件施設は、八戸市が策定したスポーツ推進計画に基づく、各種スポーツ活動やトレーニング、小中学生のクラブ活動、大会等の場として年間を通じて子供から大人まで幅広い年代に利用されており、八戸市民等の体力の向上や健康の増進に大きく寄与している。

また、スポーツイベントや各種コミュニティ活動などで八戸市民等に利用さ

れており、本件施設を会場として秋期に行われる「南郷産業文化まつり」では二日間で約四千人が来場する等、活力ある地域コミュニティの醸成に大きく寄与している。

さらに、本件施設は本地域の中心部に位置しており、多人数を収容する能力を備えた施設であることから、「八戸市地域防災計画」において、指定避難所に指定されており、防災対策の面でも必要不可欠な施設である。

しかしながら、起業地については、建設当時の旧南郷村と土地所有者との交渉の結果、長期の借地契約により施設を設置し、その後、土地所有者の変更を経て現在に至るものであるため、土地所有者の高齢化及び将来的な相続の発生等の借地契約更新に係る用地リスクが高まっている状況にある。

今後、生涯スポーツの推進や住民の健康意識の高まりに伴う運動需要、多発する自然災害への対応など、市民のニーズは多様化し、高まっていくことが見込まれることから、本件施設の安定的かつ継続的な利用を可能とするため、起業地を取得することについて、公益上の必要性は非常に大きいものと認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）による環境影響評価を行わなければならない事業には該当しないものである。

また、起業者が実施した調査等によると起業地には、希少動植物は見受けられない。起業地付近では、青森県レッドデータブックのAランクに記載されるクロシジミ及び同Cランクに掲載されるホシミスジの生息範囲とされているが、起業地は建物、通路及び駐車場として利用されている土地であることから、これらの種が発生する環境にはない。

また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地選定の合理性

本件施設は、一般国道三百四十号と県道名川階上線との交差点の西側に、スポーツレクリエーション施設として整備された南郷スポーツ施設「カッコーの

森エコランド」の屋内スポーツ施設として機能するものである。

本件施設に隣接して西側に南郷商工会、東側に八戸市立南郷公民館が位置し、一般国道三百四十号を挟んで八戸市南郷事務所、南側に県道名川階上線を挟んで八戸市立南郷図書館及び八戸市南郷文化ホールが位置するなど、公共施設が集積された本地域の中心部に設置されており、社会的な利便性に優れている。

仮に、本件施設周辺に新たな土地を取得し、同様の施設を設置する場合、用地取得費に加えて造成費や建設費等の多額の工事費が必要となり、経済性で劣るため、起業地で本件事業を施行することが合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 法第二十条第四号の要件

3 (一)で述べたように、八戸市の人口が年々減少している中で、八戸市民等の健康増進及び各種コミュニティ活動に関するニーズは高い状況であることから、本件施設の安定的かつ継続的な利用を可能とする必要があり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件施設は指定避難所に指定されており、防災対策の面でも必要不可欠な施設であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
八戸市役所 スポーツ振興課

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九 外十六筆 地内

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 石黒靖規

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の敷地内、出入口の位置及び出入口の幅員	出入口七箇所 (位置は、届出書添付図のとおり)	出入口六箇所 (位置は、届出書添付図のとおり)	令和七・二・二五

四 届出年月日

令和七年十月十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び三沢市役所

2 期間

令和七年十月三十一日から令和八年三月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年三月二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

空港用化学消防車 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年十月三日

五 落札者の名称及び住所

帝國繊維株式会社

東京都中央区日本橋二丁目五の一

六 落札金額

二億六千三百四十五万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年八月二十日

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

青森県西北県土整備事務所長 村 田 尚 樹

- 一 物品等の名称及び数量
凍結防止剤供給単価契約 千八百四十トン程度
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県西北県土整備事務所
五所川原市字栄町一〇
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年十月八日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社角弘五所川原支店
五所川原市大字広田字柳沼九一の三
- 六 落札金額
二十五キログラム入り一袋当たり千百二十七円
- 七 落札者を決定した手続
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和七年八月二十七日

教育委員会

青森県教育委員会告示第十号

次の表に掲げる県重宝は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七條第一項の規定により、令和七年九月二十六日付けで重要文化財に指定され、青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第五条第三項の規定に

より、県重宝の指定を解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十月三十一日

青森県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者	指定告示年月日及び告示番号
県重宝	大平山元 I遺跡出土品	一九二点	青森市本町二丁目八の四 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺四六の四	青森県 外ヶ浜町	平成三二年四月五日青森県教育委員会告示第四号

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 七万二千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札

- 四 落札者を決定した日
令和七年九月二十九日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本エネルギー株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 九十五円七十銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和七年二月十日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭